

No.2270	宗教・統一協会
要旨	統一協会の分派によるマインドコントロールを受けた母親の監護を否定して、監護権を父親に指定した審判である。この宗教団体内部での暴言や暴力を認定し、家族への影響を判断した上で、母親の「監護環境は、未成年者の福祉を害する状況にある」として、未成年者の意思に反して、父親の申立を認めた
裁判所	福岡家庭裁判所八女支部 村上典子
判決・和解・決定日	2016年（平成28年）11月30日
事件番号	平成27年（家）第32号、平成27年（家）第33号、平成27年（家口）第20号
事件名	子の監護者の指定申立事件、子の引渡し申立事件、審判前の保全処分申立事件
業者名等	個人
問合せ先	青木歳男弁護士 0943 (24) 9769

本件は、宗教団体の指示に盲従する母親が監護する未成年者について、監護者の指定・子の引き渡しの審判（本案）と審判前の仮処分（仮処分）を申し立て、本案は認められたが、仮処分は認められなかったという事例である。特徴は、未成年者が17歳とかなり成熟した年齢であり、母親の監護を希望し、父親の監護を拒絶しているのに、宗教団体のリーダーの指示に盲従する母親の監護が子供の福祉に反すると断じて、父親の監護を認めた点であり、他方、それでも仮処分については保全の必要性を認めなかった点でもある。

オウム真理教の事件等でも、閉鎖的な宗教団体の指示に盲従する信者の監護が不適切として他方親と監護権が争われる例は少なくなかったが、閉鎖的宗教団体で活動することと監護の不適切性が直接関係せず、このような場合に申立を認容した先行の裁判例はないと考えられる。

（本誌305頁全文紹介）

No.2271	民泊の不法行為
要旨	建物の区分所有者が建物を外国人旅行者が宿泊する施設に使ったことは、区分所有の共同の利益に反するとし、管理規約、旅館業法に反するとした。使用差止は建物が処分されたので認めず、50万円の損害賠償を認めた
裁判所	大阪地方裁判所第18民事部 池田聡介
判決・和解・決定日	2017年（平成29年）1月13日
事件番号	平成28年（ワ）第715号
事件名	建物使用差止等請求事件
業者名等	公表しない
問合せ先	植田勝博弁護士 06 (6362) 8177

オートロックのマンションで、管理規約では「住宅ないし事務所」の使用目的に限定されているところ、マンションの一室が外国人旅行者の宿泊に使用されたので、管理組合はその区分所有者に対して、「旅行者の宿泊、不特定の者の宿泊、その他不特定または多数の実質的な宿泊施設、会社寮、及びこれに類似する使用をしてはならない。」との民泊の差止請求をし、区分所有者の違法な行為による訴訟に至ったことによる「弁護士費用の損害金50万円」の賠償請求を求めた。

区分所有者が区分所有建物を判決前に売却したために建物の使用差止は認めなかった。

判決は、「民泊営業によって区分所有者の共同の利益に反する状況（不当使用や共同生活上の不当行為）が発生し、管理組合の被告に対して注意や勧告等をしているにもかかわらず、被告は営業を止めなかった。管理組合の決議を経て、本件訴訟を提起せざるを得なかった。」として弁護士費用相当額50万円の損害賠償を認めた。

（本誌313頁全文紹介、事件解説204頁）